

医 政 発 0331 第 71 号
令 和 8 年 3 月 31 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療安全支援センター運営要領について」の一部改正について

医療安全支援センター（以下「センター」という。）の運営方法等については、「医療安全支援センター運営要領について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330036 号）の別添「医療安全支援センター運営要領」（以下「運営要領」という。）により定められているところです。

我が国における医療安全に係る施策の現状と課題を整理し、対応策について検討することを目的として令和 7 年 6 月より開催した「医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会」において、同年 12 月に報告書がとりまとめられました。当該報告書において、平成 27 年 10 月 1 日より実施されている医療事故調査制度について医療従事者を含めた国民への制度に関する普及啓発を推進すべきであることが今後の方向性として示されたこと等を踏まえ、運営要領について別紙新旧対照表のとおり改正することとしました。

貴職におかれては、内容について十分御了知の上、センターの運営に遺憾のないよう特段の御配慮をお願いします。また、センターが設置されていない保健所を設置する市及び特別区におかれましては、引き続き、センターの新規設置を御検討いただきますようお願い申し上げます。